

日南町 学校及びこども園 給食用米 納入要領

1 納入物資

日南町内で栽培・収穫された特別栽培米

また、4月から9月は、前年産米、10月から翌年3月までは、当該年産米とする。

なお学校は、学年始休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業の期間中は、給食を実施しない。

年間使用見込み数量は、学校給食 3,000 kg 程度、こども園給食 1,200kg 程度の予定。

2 納入者資格

次の条件をすべて満たす生産者または生産団体

1. 鳥取県特別栽培農産物生産登録を受け、町内で特別栽培米コシヒカリを生産していること
2. 納入する米は、町内で栽培・収穫された特別栽培米コシヒカリ（一等米）であること
3. 精米 HACCP 規格に準ずる基準に沿った以下の対応が可能なこと
 - ①玄米の保管を専用の米保管庫で適正に管理している
 - ②米以外の穀物、小石、草の実、ゴミなどが除去されている
 - ③ヌカ玉や碎米（加工途中で割れた米粒）、金属、着色粒、ガラス、石などが除去されている
 - ④計量、包装は 10kg/袋とし、精米日を記載している
 - ⑤金属探知機を有している
 - ⑥週に1度、給食センター米庫及びにちなん十色給食室に納品できる
4. 食育の一環として依頼があった場合、生徒児童等に講義等を行うこと

3 物資の発注

学校給食は、1週間分毎を発注する。発注は、前の週に給食センターより連絡する。

こども園給食は、1ヶ月分毎を発注する。発注は、前月の最終週ににちなん十色給食室より連絡する。

4 納入物資の検収

納入物資は、立会の上で、品物・重量・納品時間等の検収を受けるものとする。

学校給食は給食センター、こども園給食はにちなん十色給食室にて、立会の上で検収を受ける。

5 代金の支払い

納入者は、納入月分を翌月10日までに前月分をまとめて請求する。学校給食は、小学校・中学校の内訳がわかるようにして日南町教育委員会に請求すること。こども園給食は、認定こども園ににちなん十色に請求すること。日南町教育委員会と認定こども園ににちなん十色は、納入翌月末までに口座振替で納入者に支払う。納入者は決定後に口座名等の報告をする。

6 契約期間

10月1日から翌年9月30日までの1年間とし、給食用米売買契約を締結する。

7 納入金額

買取価格は納入者と相談の上決定する。

※令和6年度買取価格は、精米・輸送費込みで10kg/袋あたり税込4,320円。

○ 契約までの手順

契約に当たっては、納入希望者から申込みの受付、施設等の調査を行い、その後に契約を実施する。

納入希望者について

上記1から7について了解の上で、申込書を提出するものとする。

申込者が複数あった場合は、申込をした全ての者と教育委員会を交えて協議の上、契約を実施する。

なお、質疑等ある場合は個別に受け付ける。

申込みの受付

申込書の提出先は、日南町教育委員会とする。

日南町教育委員会事務局 担当 木谷

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地

TEL 0859-82-1118 fax 0859-82-0116

施設等の調査について

鳥取県特別栽培農産物生産登録の確認、及び施設について、現地調査を行い、米の品質を保持するための、専用の保管庫等を確認し、確認ができた者に契約の通知をする。